

令和3年度秩父市立久那小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方 「共通理解」

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 「全員で動く」

(1) いじめ防止対策委員会

生徒指導部会の中に、いじめ防止等の対策のための「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<通常 of 構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭
特別支援教育コーディネーター、学級担任等

<緊急時の構成員>

通常 of 構成員に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、秩父警察署員、地方法務局職員、学校医等の外部の専門家を加える。また、影森小学校、影森中学校との連携を深めながら、サポートチームを結成する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

職員会議毎に全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組 「居場所づくりと絆づくり」

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「久那小生活アンケート」を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 安心・安全な学級や学校、他者や自分を大切にしようとする心を育む。人権メッセージに取り組み、子供の人権について児童が主体的に考える機会を設ける。

(2) 道徳教育の充実

- いじめは決して許されないことを理解させ、心の通う人間関係を構築させる土壌を育てる。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

- 「久那小生活アンケート（年3回）」及び「いきいきアンケート」（毎月）を実施する。必要に応じて学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努め、児童が訴えやすい環境をつくる。
- 夏季休業中に、希望の保護者との面談を実施する。
- さわやか相談員（月1回来校）と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) クラスの活動と縦割り班活動の実施

- クラスの活動や縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童の「インターネットに関する使用状況調査」等を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。（ネットいじめやネットトラブル）

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 影森小学校・影森中学校や久那幼稚園の教師間で情報交換を行う。

(7) 「I's 2019」の活用

- 「I's 2019」にある「いじめ発見のチェックシート」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任に相談する。
- 「I's 2019」にある「いじめの未然防止に向けた取組」を参考に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた校内体制を確立する。

4 いじめ早期発見のための取組 「見逃さない、見過ごさない」

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に努める。また、必要に応じて、民生委員や教育委員会などの関係機関と連携して課題解決に臨む。学校評価を行い、職員会議で検討し対応する。保護者や地域、学校応援団への周知に努め、常に開かれた学校づくりを心がけ、保護者や地域と連携・協働できる体制をつくる。

(2) 「久那小生活アンケート」(6月、11月、2月の年3回)及び「いきいきアンケート」(毎月)の実施

毎月、アンケートを児童対象に行うと共に、年2回の「学校評価アンケート」を児童と保護者を対象に実施する。また、「久那小生活アンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。(いじめ発見チェックシート)

(3) ノート・日記指導等

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 11月「いじめ撲滅強調月間」としての位置づけ

11月に、いじめ防止に向けた取組を重点的に実施する。

5 いじめに対する早期対応 「迷わず対応」

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係わる情報を関係保護者と共有する情報共有体制を構築する。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び秩父警察署・児童相談所・医療機関等と連携して対処する。
- (7) いじめの解消については、いじめが止まった状態が3か月続いていることを目安とし、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認した上で判断する。その間は、関係者の日常的な観察を継続し、必要な支援、指導を行う。また、解消と判断した後も状況に合わせて見守りや声かけを行う。

6 重大事態への対処 「ささいなことでもすぐに相談」

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、秩父市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関と連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供及び保護する。